

## 裾野市小口資金融資事務取扱上の留意事項

「裾野市小口資金利子補給要綱」（平成 14 年裾野市告示第 47 号）に定めるものの他、「静岡県中小企業事業資金融資制度取扱要領」に基づき、令和 8 年 4 月 1 日以降の申請について次のように取扱うこととする。

### 1.事業経歴

事業経歴の算定にあたっては、次の場合、事業経歴を通算してさしつかえない。

- (1)「個人から法人に改組」 代表者が同一で、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。
- (2)「法人の一部を独立し、別法人を設立」 実質的に事業が継続されていると認められるもの。
- (3)「事業継承」 個人又は法人から、個人又は法人に、実質的に事業継続と認められるもの。

なお、事業の開始時点は、個人にあつては、事業の開始が確認可能な日（税務署への開業届、賃貸借契約等）、法人にあつては、登記簿上の会社設立登記年月日とする。

### 2.業種について

- (1)複数の事業（業種）を兼業している場合は、主たる業種で判断をする。
- (2)商業・サービス業とそれ以外の業種の判断は、信用保証協会の業種分類一覧表による。

### 3.従業員数について

- (1)常時使用する従業員数とし、事業主と同一生計を営む三親等以内の親族および臨時的従業員を含まない。ただし、名目は臨時雇いであっても実質常雇関係にある場合は常時使用する従業員に含まれる。
- (2)会社の役員は、常時使用する従業員に含まない。
- (3)常時使用する従業員数は、本店、支店、工場、営業所等の従業員数の合計とする。

### 4.対象除外

- (1)設備資金のうち、次のものの取得に要する資金

ア 土地

イ 「3」「5」「7」ナンバーの自動車

ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 51 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する福祉自動車は除く。

ウ 住居及び居住に供する設備

エ 金融機関申込窓口への申込時以前に契約又は既に設置されている設備

(2)既借入金を借換えするための資金

ただし、裾野市小口資金の借換え及び市が特例として認めた場合（金融機関の支店の統廃合等に伴う場合等）は、この限りでない。

(3)本市外における工場店舗等に係る資金

## 5.その他

その他、特に定めのないものについては、「静岡県中小企業事業資金融資制度取扱要領」に準ずる。